

弁護士をどんどんご活用下さい

岩田武司新会長に聞く



神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

通常総会開催のお知らせ

日時 2024年6月12日(水) 12時30分
場所 横浜情報文化センター6F 情文ホール



神奈川県のアウトライ
ンと天稔をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

クールジャパン。世界からクールと捉えられる日本の魅力を発信し、日本ブランドを高め、日本ファンの外国人を増やすことで、日本のソフトパワーを強化する安倍政権時の肝いり政策である▼2020年12月から始まった、横浜の山下ふ頭で行われたGFYによるロボットの起動実験は、クールジャパンの理念の下、日本のものづくり、技術力を結集し、長さ18メートル、重さ25トンの人型巨大ロボットを可動させた。来場者数約175万人、2度の会期延長を経て、惜しまれつつ、3月末日をもって幕を閉じた。GUNDAM FACTORY YOKO HAMMAの「動け、ガンダム」▼ところが、クールジャパンも成功例だけではない。クールジャパンを支える官民出資ファンドが巨額の累積損失を出し、統合廃止もあり得る状態となっている。今後の見通しは、決して明るいものではない。しかし、「まだまだ、まだ終わらんよ」という名台詞のように、クールジャパンの歩みを止めてはいけな

まずは就任に当たったこの抱負を聞かせてください
会長という立場でしかできないことで、少しでも会員や県民の皆様役に立つことができればと考えています。

困っている人を助けたい、不便なものを少しでも便利にしたい、水の流

具体的な広報について何か考えていますか
本日は横浜スタジアムに「神奈川県弁護士会」という広告を出したいのですが(笑) まあ、それは冗談として、このように予算をかけてCMをば

実現に向けて力を入れていきたいと考えております。
選択的夫婦別姓制度について法制審議会の答申が出された1996年

今年度の執行部の特徴を教えてください
ある会員から、会長の役員は良い副会長を選ぶことであり、そういう意味では岩田は良い仕事を

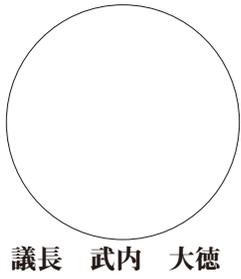
音楽活動とはどういうものですか
もともと学生時代はミュージシャンになろうと

最後にありますが、県民の皆様へのメッセージが
あります

クールジャパン。世界からクールと捉えられる日本の魅力を発信し、日本ブランドを高め、日本ファンの外国人を増やすことで、日本のソフト

このたび、常議員会議長に選任いただいた。私の修習期は49期、主な会務歴としては、平成26年度の当会副会長のほか、平成30年から令和2年にかけて日弁連の事務次長を務めた。常議員に就任するのは、今回で4度目となる。

今年度の常議員会は、修習36期から74期までの

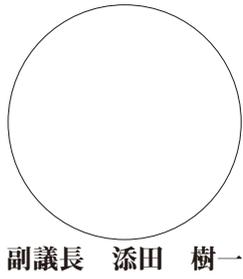


議長 武内 大徳

皆さんの意見が常議員会に反映されるように

常議員会 正・副議長あいさつ

安心して活発な議論を



副議長 添田 樹一

今年度の常議員会副議長に選任されました添田樹一です。登録は2009年、修習期は新62期で、ロースクール2期生です。正直、私で副議長という重責が務まるのか甚だ疑問ではありますが、常議員の皆様方に選任していただいた以上、期待に応えられるよう、精一杯精進していくつもりで

会員40名で構成されている。そのうち、60期以降の会員が22名と過半数を占めており、とてもフレッシュな印象を受けている。

所属ごとに見ると、本部会員と支部会員の比率がちょうど半分ずつで、そのうち川崎支部が8名、県西支部が5名、相模原支部が4名、横須賀支部が3名と、地域的なバランスがよく取れていると思う。

男女の比率は、女性会員が25%（10名）で30%を下回ってしまったのは残念だが、お名前を拝見

すると積極的に発言いただけそうな会員が多く、活発な議論を期待している。

常議員会の審議事項は会則第72条に定められており、当会の運営や会員の権利義務に関わる重要な事項を審議することになる。そのため、各回の会議へ常議員が積極的に出席し、できるだけ多くの会員の意見が反映されるようにすることが重要だ。

近年、テレビ会議システムを利用した常議員会のハイブリッド開催が定着しているところ、今年度もこれを踏襲し、支部に所属する常議員の出席の利便性を確保したいと考えている。

また、今年度も会員メンバーリストを活用し、常議員会開催に先立つて審議事項を会員の皆さんにお知らせする予定である。内容が気になる議題については、同期や同支部の常議員と議論して、ぜひ皆さんの意見が審議に反映されるようにしてほしいと思っている。

なお、環境と事務局の作業量に配慮して、今年度も常議員会資料のペーパーレス化を進めていく予定である。

会則を読み返し、議長

の重責に改めて身の引き締まる思いを感じている。皆さんの意見が常議員会に反映されるよう、精一杯尽力していきたい。

部を中心に活動してきました。このような活動歴の私です。副議長という役割をしっかりと理解できているわけではありませんが、重要なのは、①議題を事前に適切に把握すること②円滑な議事進行のために議長を補佐すること③常議員会での議論の内容を会員に分かりやすく周知すること、であると考えています。

弁護士登録した当初は、意欲を持って本部の委員会でも積極的に活動するつもりでしたが、委員会に参加しても継続的な議題については新入委員の私には理解できず、理解できないため議論に

参加できず、いてもいなくても同じならと幽霊委員になってしまった経緯があります。

このような自身の苦い経験を踏まえ、①②③ともに③の観点から、事前事後に会員MLへ流す「常議員会予定議案のお知らせ」や「常議員会速報」などでは、常議員会での議論の内容を会員の皆様に理解していただくために、できる限り分かりやすい説明を心掛けたいと思います。

1年間副議長として、武内議長を補佐し、円滑かつ公正な議事進行に努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

その後、横浜地検検事正の乾杯のご発声があり、歓談の時間となりました。新旧理事者は多くの参加者から慰労、激励の挨拶を受けていた。

華やかな懇親会での船出となり、新執行部のこれからの活躍が期待される夜であった。

(委員)

飛田 憲一

新理事者の面々

長も一言ずつ挨拶をした。各副会長の個人的な挨拶からも、島崎前会長を中心として、いかなる案件にも丁寧で緻密な議論を積み重ねてきたこと(そのため理事者が長時間に及ぶこともあったこと)、その中で執行部の結束が強まっていったことが感じられた。

引き続いて行われた新理事者の挨拶では、岩田武司新会長から、社会的、経済的に弱い立場にある市民や中小企業に対して、十分に弁護士としての力が浸透していないという認識の下に、当会の対外的な広報に一層力を入れていきたいこと、選択的夫婦別姓の実現に向けた活動を検討していること、不祥事防止の対策に力を入れたことなどに力強い所信表明がなされた。新副会長5名の紹介も含め、スマートな新執行部という印象が強く残った。

立食形式 復活!

4月1日、ホテルニューグランド、ペリー来航の間にて、新理事者就任披露懇親会が開かれた。

2019年以前の立食形式での懇親会が復活し、参加者も230人になり盛会となった。会場入り口に置かれたお祝いの花輪を含めて、会場には終始華やかな雰囲気

が漂っていた。来賓の出席者が多かったこと、多数の祝辞の電報が届けられたことも、社交委員としては印象深かった。

来賓を代表して、横浜市長、横浜地裁所長、横浜家裁所長から祝辞をいただいた。

次に、島崎友樹前年度会長から、1年を振り返って、会員、職員、関係者の支えで業務をやり遂げることができたこと、特に副会長に助けられたこと、一つ一つの課題に丁寧に対応することができたことといった挨拶があったこと、その後、前年度副会

長も一言ずつ挨拶をした。各副会長の個人的な挨拶からも、島崎前会長を中心として、いかなる案件にも丁寧で緻密な議論を積み重ねてきたこと(そのため理事者が長時間に及ぶこともあったこと)、その中で執行部の結束が強まっていったことが感じられた。

引き続いて行われた新理事者の挨拶では、岩田武司新会長から、社会的、経済的に弱い立場にある市民や中小企業に対して、十分に弁護士としての力が浸透していないという認識の下に、当会の対外的な広報に一層力を入れていきたいこと、選択的夫婦別姓の実現に向けた活動を検討していること、不祥事防止の対策に力を入れたことなどに力強い所信表明がなされた。新副会長5名の紹介も含め、スマートな新執行部という印象が強く残った。

その後、横浜地検検事正の乾杯のご発声があり、歓談の時間となりました。新旧理事者は多くの参加者から慰労、激励の挨拶を受けていた。

華やかな懇親会での船出となり、新執行部のこれからの活躍が期待される夜であった。

(委員)

飛田 憲一

新理事者就任披露来賓の方々

(順不同・敬称略)

横浜地方裁判所長 大竹 昭彦
横浜家庭裁判所長 萩本 修
横浜地方検察庁 検事正 山田 利行
神奈川県民事調停協会連合会 会長 延命 政之
神奈川県家事調停協会連合会 会長 渡辺 稜
日本司法支援センター神奈川地方事務所 所長 佐藤 昌樹

日本弁護士連合会 副会長 伊藤 信吾
横浜市長 山中 竹春
横浜市民政局 局長 渋谷 昭子
相模原市長 本村賢太郎
座間市長 佐藤 弥斗
真鶴町長 小林 伸行
愛川町長 小野澤 豊

自由民主党神奈川県議会議員団 団長 柳下 剛
立憲民主党かながわクラブ神奈川県議会議員団 団長 斉藤たかみ

公明党神奈川県議会議員団 団長 谷口かずみ
日本維新の会神奈川県議会議員団 団長 さとう知一
日本共産党神奈川県議会議員団 団長 大山奈々子

衆議院議員 青柳陽一郎
衆議院議員 阿部 知子
衆議院議員 甘利 明
衆議院議員 中西 健治
衆議院議員 古川 直季

衆議院議員 浅川 義治
衆議院議員 山崎 誠
衆議院議員 坂井 学
衆議院議員 志位 和夫

衆議院議員 篠原 豪
衆議院議員 菅 義偉
衆議院議員 鈴木 馨祐
衆議院議員 田中 和徳

衆議院議員 中山 展宏
衆議院議員 古屋 範子
衆議院議員 三谷 英弘
衆議院議員 山際大志郎

衆議院議員 義家 弘介
衆議院議員 佐々木さやか
衆議院議員 浅尾慶一郎
衆議院議員 牧山ひろえ

衆議院議員 松沢 成文
参議院議員 平山 正義
参議院議員 上原 伸一
参議院議員 高橋 芳明

一般社団法人神奈川県建築士協会 会長 戸塚 武和
一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会 会長 田後 隆二

一般社団法人神奈川建築士事務所協会 会長 平山 正義
一般社団法人神奈川県建築士協会 会長 上原 伸一
一般社団法人神奈川医師会 会長 高橋 芳明

一般社団法人横浜市医師会 会長 高橋 芳明
神奈川県行政書士会 会長 田後 隆二



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その43 事務所のキホトリできましたか



弁護士の情報セキュリティに関し、すでに日弁連新聞の3月号の1面記事や、同月号の「自由と正義」の特集記事、そして、同包の「弁護士のための情報セキュリティ入門」で題された副読本(冊子)をご覧になった方も多いことと思います。

それらの記事でも紹介されているように、2022年6月開催の日弁連定期総会で成立した「弁護士情報セキュリティ規程」(以下「セキュリティ規程」といいます)がいよいよ6月1日から施行されます。

このセキュリティ規程は、会員に対し措置や義務を課している点で、従前のガイドラインなどは次元の異なる規律を求めています(つまり、セキュリティ規程違反は懲戒事由になり得るといいうことです)。

そして、このセキュリティ規程では、「所属する法律事務所等の規模

戒事由になり得るといいうことです。ね。

日弁連では、上記に限らず、今後とも、会員サイト等を活用し(ちなみに、会員サイトのトップページには、「情報セキュリティ」のバナーが用意されていますので、そ

こからお入り下さい)、会員向けの情報提供を行ってまいりますので、是非ご参照ください。

サイバー空間で起こっている出来事を無視することができない今日、情報セキュリティの確保は、弁護士にとっても業務遂行の前提となる不可欠の要素の一つです。今回は、キホトリの策定作業の実践を通じ、セキュリティ意識の向上に繋げようという試みですが、是非、顧客や自分を守るための大事な一歩として位置付けていただくとお願いいたします。

(会員 本田 正男)

デスク 勝俣 豪
記者 安達 慎司
川添 啓明
本間 久雄
長谷川 康
北川 貴史
長谷川 篤司
青木 敦子

横浜地裁での陪審裁判のまとめ

その1



陪審法廷
出典：法務省ウェブサイト(https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_koho_gallery02.html)

停止となつて「い」。しかし、陪審制度が定着しなかったのは、「法曹界の消極姿勢」や「市民よりも職業裁判官を信頼する国民性」によるものであったのだろうか。

自由民権運動や大正デモクラシーは新たな時代の「国民性」の発露であったし、旧憲法の下でも立憲主義を生かそうと弁護士・弁護士会は努力した。その運用を抑制しようと動いたのが政府だった。治安維持法事件を対象から外したり、被告人の多い事件を陪審裁判から外そうと法改正を試みたのは政府であった。

ちなみにそのほかに、制度発足直後の陪審裁判が、途中で通常の刑事裁判に移行した(横浜弁護士会史上巻238頁)ので、それを含めると37件となる。いずれにしても「わずか11件であった」

は、誤りと思われる。「法曹界の消極姿勢」という言葉は、少なくとも横浜弁護士会には妥当しない。横浜弁護士会は、1937年7月17日、陪審法改正反対・捜査当局責任追及決議を採択し(前掲311頁以下)、会員は、陪審裁判に積極的に取り組み、成果を上げていた。

1938年当時120名の会員のうち32名が弁護士となつていたし、上記法務省のホームページによると、36件のうち有罪は23件、無罪は10件、陪審更新は3件である。更新裁判のうち2件は無罪であるから、無罪は合計12件、無罪率は33%であった。横浜弁護士会や会員の「積極姿勢」は顕著であった。

この長い歴史にもかかわらず、仲裁手続は必ずしも紛争解決の中心ではなかった。むしろ海外では過去に国家の裁判権を侵す制度のように扱われた時期もあり、「お上意識」の強い日本でもやはり仲裁手続が今なお十分に浸透しているとはいえない。

当事者が互いに譲歩できない事情があるものの、それでも何とか穏便に解決したい、という紛争は世の中に決して少なくない。そんな時には是非、仲裁手続をご利用ください。お待ちしています。(会員 加藤 慎)

横浜地方裁判所の陪審法廷は、横浜市青葉区にある桐蔭学園の敷地に移築され、保存されている。かつてわが国に71あった陪審法廷のうち、保存されているのは京都と横浜だけであるという(桐蔭学園のホームページ)。

陪審法廷には次のように書かれている。「期待を担って始まった日本の陪審制度も、制度上の欠陥や法曹界の消極姿勢、市民よりも職業裁判官を信頼する国民性などから、日本の風土になじまない」とされ、施行から15年の1943年(昭和18年)、早くも

自由民権運動や大正デモクラシーは新たな時代の「国民性」の発露であったし、旧憲法の下でも立憲主義を生かそうと弁護士・弁護士会は努力した。その運用を抑制しようと動いたのが政府だった。治安維持法事件を対象から外したり、被告人の多い事件を陪審裁判から外そうと法改正を試みたのは政府であった。

また、同学園のホームページは、横浜地裁で行われた陪審裁判の件数は「わずか11件であった」と書くが、法務省のホームページ「日本でかつて行われていた陪審制度」によると、横浜地裁で行われた陪審評議件数は合計36件である。当時の新聞によっても、36件の陪審裁判が横浜地裁の陪審法廷で行われた。

1938年当時120名の会員のうち32名が弁護士となつていたし、上記法務省のホームページによると、36件のうち有罪は23件、無罪は10件、陪審更新は3件である。更新裁判のうち2件は無罪であるから、無罪は合計12件、無罪率は33%であった。横浜弁護士会や会員の「積極姿勢」は顕著であった。

仲裁は、和解あつせんと並んでADRの柱である。その起源はローマ法に遡り、①当事者間の法的紛争を第三者が審理し判断すること、②当事者が第三者の終局的判断に服することをあらかじめ

同意していること、が定義とされている。「私設裁判」と呼ばれることもある。当会紛争解決センターでは、選任された仲裁人が当事者間の紛争について責任を持って判断する。

例えば私が関与した仲裁手続の1つは、大企業の工場内で起きた死亡事故について、片手で足りない全関係者の責任割合を決めてほしいという申立てだった。これまで長期間の話し合いでも合意できず、訴訟では割合の判断を求めることも困難というまさに仲裁の最適事案といえる。

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長

間部 俊明

How About ADR? 17

仲裁手続のススメ

編集後記

情報セキュリティのキホトリの作成及びそれに伴う諸々に苦闘中。少し前にはマネロルール変更によるシステム改修。そういうえばインボイスだつてまだまだ落ち着かない。このところ、この手続が続いています。